

九州大学情報基盤研究開発センター研究用計算機システムの利用に関する規程

平成16年度九大規程第127号

制定：平成16年 4月 1日

最終改正：令和 6年 2月 22日

(令和5年度九大規程第64号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学情報基盤研究開発センター規則（平成16年度九大規則第143号）第6条の規定に基づき、九州大学情報基盤研究開発センター（以下「センター」という。）が管理運営する全国共同利用のスーパーコンピュータシステム等（以下「研究用計算機システム」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の範囲)

第2条 研究用計算機システムは、学術研究のために利用させる。ただし、その利用を妨げない限度において、教育及び社会貢献等のために利用させることができる。

(利用者の資格)

第3条 研究用計算機システムを利用することのできる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大学、高等専門学校又は大学共同利用機関の教員及び学生
- (2) 独立行政法人（前号に規定する機関を除く。）に所属する研究職員
- (3) 学術研究を目的とする研究機関でセンターの長（以下「センター長」という。）が認めた機関に所属し、専ら研究に従事する者
- (4) 競争的研究費（九州大学において応募や受入れが認められていないものを除く。）の交付を受けて学術研究を行う者
- (5) 民間企業等に所属する者で、別に定める審査機関における審査を経て、センター長が認めたもの（前2号に該当する者を除く。）
- (6) その他特にセンター長が適当と認めた者

(利用の承認)

第4条 研究用計算機システムを利用しようとする者又は次条の代表者は、（以下「申請者等」という。）は、センター長に所定の申請を行い、その承認を受けなければならない。

- 2 センター長は、研究用計算機システムの利用を承認した場合は、ユーザーアカウントを付してその旨を申請者等に通知するものとする。
- 3 前項のユーザーアカウントの有効期間は1年以内とし、当該事業年度を超えることができない。
- 4 申請者等は、第1項に基づく申請時に、第10条に定める経費の支払について責任を有する者（以下「支払責任者」という。）をセンター長に届け出なければならない。

(包括承認)

第4条の2 センター長が必要と認めたときは、研究用計算機システムを利用しようとする複数の者を代表する者（以下「代表者」という。）に包括してその利用を承認することができる。

- 2 代表者は、前項の承認を受けたときは、前条第2項の規定により通知を受けたユーザーアカウントを、包括する他の研究用計算機システムを利用しようとする者に交付するものとする。この場合において、代表者は、ユーザーアカウントを交付した者の氏名、所属その他センター長が定める事項をセンター長に報告しなければならない。

(利用の変更等)

第5条 研究用計算機システムの利用を承認された者（以下「利用者」という。）は、第4条の申請の内容を変更しようとする場合、又は申請を取り下げ場合は、速やかにセンター長へ届け出なければならない。

- 2 センター長は、前項の届出を受理した場合は、その旨を利用者に通知するものとする。

(利用年度の更新)

第6条 利用者は、研究用計算機システムの利用年度を更新することができる。

2 前項の場合の手續等については、第4条第1項及び第2項の規定を準用する。

(目的外使用の禁止)

第7条 利用者は、ユーザーアカウントを利用申請に係る目的以外のために使用し、又は第三者に使用させてはならない。

(利用者の義務)

第8条 利用者は、研究用計算機システムの利用に当たっては、本規程を遵守しなければならない。

(報告)

第9条 利用者は、研究用計算機システムの利用を終了又は中止した場合は、その旨を、速やかにセンター長に届け出るとともに、その結果を報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、センター長は、必要に応じ利用者に対し、研究用計算機システム利用の途中においても、その経過について報告を求めることができる。

3 利用者は、研究用計算機システムを利用して行った研究の成果を論文等により公表する場合は、当該論文等にセンターを利用した旨を明記するとともに、センター長に報告するものとする。

(経費の負担)

第10条 第4条において支払責任者と指定された者は、利用者の研究用計算機システムの利用に係る経費を別表1に定めるところにより負担しなければならない。ただし、利用者が第3条第1項第5号に規定する者の場合で、利用の成果を公開するときは別表2の成果公開型に定めるところにより、成果を公開しないときは別表2の成果非公開型に定めるところにより、当該経費を負担しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、センター長が特に認める場合は、負担の全部又は一部を免除することができる。

3 第1項に規定する負担金は、経費の振替又は九州大学が指定する口座への振込みにより、所定の期日までに支払わなければならない。

4 前項により支払われた負担金は、原則として返還しない。

(利用の承認の取消し等)

第11条 利用者が、この規程又はこの規程に基づく定め違反した場合その他センターの運営に重大な支障を生ぜしめた場合には、センター長は、利用の承認を取り消し、又は一定期間センターの利用を停止することができる。

(免責)

第12条 センターは、利用者への研究用計算機システムの提供については最善を尽くすが、利用者が研究用計算機システムを利用したことにより被った損害その他の研究用計算機システムに関連して被った損害について、一切の責任及び負担を負わない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、故意又は重大な過失により、センターの設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なく、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(利用の停止)

第14条 センターは、研究用計算機システムの障害その他やむを得ない事情があるときは、利用者への予告なしに研究用計算機システムを停止することができる。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究用計算機システムの利用に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年度九大規程第159号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大規程第69号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規程第139号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年度九大規程第3号)

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平成19年度九大規程第65号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大規程第1号)

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大規程第24号)

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規程第81号)

この規程は、平成22年12月9日から施行し、改正後の九州大学情報基盤研究開発センター研究用計算機システムの利用に関する規程の規定は、平成22年6月1日から適用する。

附 則 (平成22年度九大規程第143号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、改正後の九州大学情報基盤研究開発センター研究用計算機システムの利用に関する規程中、別表1及び別表2の高性能演算サーバ (PRIMERGY RX200 S6) の欄を加える改正規定は、同年6月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規程第14号)

この規程は、平成24年9月10日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規程第44号)

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規程第113号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規程第52号)

この規程は、平成29年11月17日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規程第37号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年度九大規程第64号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 10 条関係)

| | 基本負担金 | ノード グループ A | ノード グループ B | ノード グループ C | 追加ストレージ | 高速ストレージ |
|-------|---|-------------------------|-------------------------|----------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 共有タイプ | 130 円 (月額) | 1 ノード時間積 あたり 30pt | 1 ノード時間積 あたり 120pt | 1GPU 時間積 あたり 40pt | 10TB : 1,300 円 (月額) | 10TB : 4,200 円 (月額) |
| 固定タイプ | | 1 コア : 150 円 (月額) | 1 コア : 650 円 (月額) | 1GPU : 23,000 円 (月額) | | |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> ・上記の金額は消費税を含む。 ・月の途中からの利用の場合も、日割り計算せず当月 1 ヶ月の利用とみなす。 ・基本負担金にはストレージ 1TB の利用権を含む。 ・共有タイプの利用に必要なポイントの負担金は 1,000pt につき 1,000 円とし、1,000pt 単位で取得できるものとする。なお、ポイントはノードグループ毎に使用時間及び使用資源量に応じて消費する。 ・ポイントは発行日の月初から 6 カ月を有効期限とする。また、最長で発行された年度の末日を有効期限とする。 ・未使用のポイントについて返金を行わない。 | | | | | |

別表 2 (第 10 条関係)

| | | 基本負担 金 | ノード グループ A | ノード グループ B | ノード グループ C | 追加スト レージ | 高速スト レージ |
|------------|---|---------------|-------------------------|---------------------------|----------------------------|---------------------------|----------------------------|
| 成果公開型 | 共有タイプ | 260 円 (月額) | 1 ノード時間積 あたり 60pt | 1 ノード時間積 あたり 240pt | 1GPU 時間積 あたり 80pt | 10TB : 2,600 円 (月額) | 10TB : 8,400 円 (月額) |
| | 固定タイプ | | 1 コア : 300 円 (月額) | 1 コア : 1,300 円 (月額) | 1GPU : 46,000 円 (月額) | | |
| 成果非公開 型 | 共有タイプ | 520 円 (月額) | 1 ノード時間積 あたり 120pt | 1 ノード時間積 あたり 480pt | 1GPU 時間積 あたり 160pt | 10TB : 5,200 円 (月額) | 10TB : 16,800 円 (月額) |
| | 固定タイプ | | 1 コア : 600 円 (月額) | 1 コア : 2,600 円 (月額) | 1GPU : 92,000 円 (月額) | | |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> ・上記の金額は消費税を含む。 ・月の途中からの利用の場合も、日割り計算せず当月 1 ヶ月の利用とみなす。 ・基本負担金にはストレージ 1TB の利用権を含む。 ・共有タイプの利用に必要なポイントの負担金は 1,000pt につき 1,000 円とし、1,000pt 単位で取得できるものとする。なお、ポイントはノードグループ毎に使用時間及び使用資源量に応じて消費する。 ・ポイントは発行日の月初から 6 カ月を有効期限とする。また、最長で発行された年度の末日を有効期限とする。 ・未使用のポイントについて返金を行わない。 ・成果公開型及び成果非公開型の区分については、九州大学情報基盤研究開発センター研究用計算機システムの民間利用に関する内規において定める。 | | | | | | |